

●弁護士法は、一部の例外を除き、非弁護士による報酬目的の法律事務取扱いを禁じている。

下記留意事項の記載例をご確認されたうえ、ご相談をお願いします。

日本弁護士連合会作成（令和3年7月12日現在）

司法書士及び行政書士が相談担当になる場合の留意事項と記載例

○司法書士

| 番号 | 司法書士が下記の相談担当者になる場合 | 留意事項の記載例 |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 多重債務問題に関する相談 | 認定司法書士は、債券者一人あたり140万円以内であれば、相談に応じたり、相談者の代わりに債権者と交渉し、または簡易裁判所で代理人となることができます。 |
| 2 | 裁判に関する相談 | 司法書士は、裁判所に提出する書類について書式等の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめることができます。 認定司法書士であれば、140万円以内の事件について、簡易裁判所で代理人となることができます。 |
| 3 | 破産や民事再生に関する相談 | 司法書士は、破産申し立て書等の裁判所に提出する書類について書式等の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめることができます。 |
| 4 | 遺言・相続に関する家事事件の相談 | 司法書士は、遺言・相続に関連する登記手続きの相談をすることができます。認定司法書士であっても金額の多寡にかかわらず家事事件の法律相談をすることも、協議についての代理人となることもできません。家庭裁判所の調停や審判の代理人になることもできません。 |
| 5 | 空き家問題に関する相談 | 司法書士には、空き家に関する登記手続きの相談をすることができます。 |
| 6 | 日常生活に関するトラブル | 認定司法書士は、140万円以内の事件であれば、相談者の代わりに交渉し、または、簡易裁判所で代理人となることができます。 |
| 7 | 後見開始申立ての相談 | 司法書士は、後見開始申立書等の書式の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめることができます。家庭裁判所への申立代理人となることはできません。 |
| 8 | 後見開始申立て以外の成人後見人に関する相談 | 認定司法書士は、成年後見に関するトラブルについて、140万円以内の事件であれば、相談者の代わりに交渉し、または簡易裁判所で代理人となることができます。 |

○行政書士

| 番号 | 行政書士が下記の相談 担当者になる場合 | 留意事項の記載例 |
|----|------------------------|---|
| 1 | 内容証明郵便に関する 相談 | 行政書士には、クーリングオフ、サービスの契約解除などの、相談者の言い分を取りまとめるだけの形式的な内容であれば、内容証明郵便の作成を相談・依頼することができます。なお、相談者の代わりに交渉することはできません。 |
| 2 | 遺言や遺産に関する相談 | 行政書士には、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書などの書類作成やそのために必要な相談（ただし、相談者の意向を取りまとめる範囲に限られます。）しかできないので、法律相談を行うことはできません。 |
| 3 | 空き家問題に関する相談 | 行政書士には、空き家問題に関する行政機関への提出書類（各種補助金の申請書類等）の相談をすることができます。 |
| 4 | 契約に関する相談 | 行政書士には、既に条件が合意されている契約書の作成や、そのために必要な相談（ただし、相談者の意向を取りまとめる範囲に限られます。）をすることができます。 |